

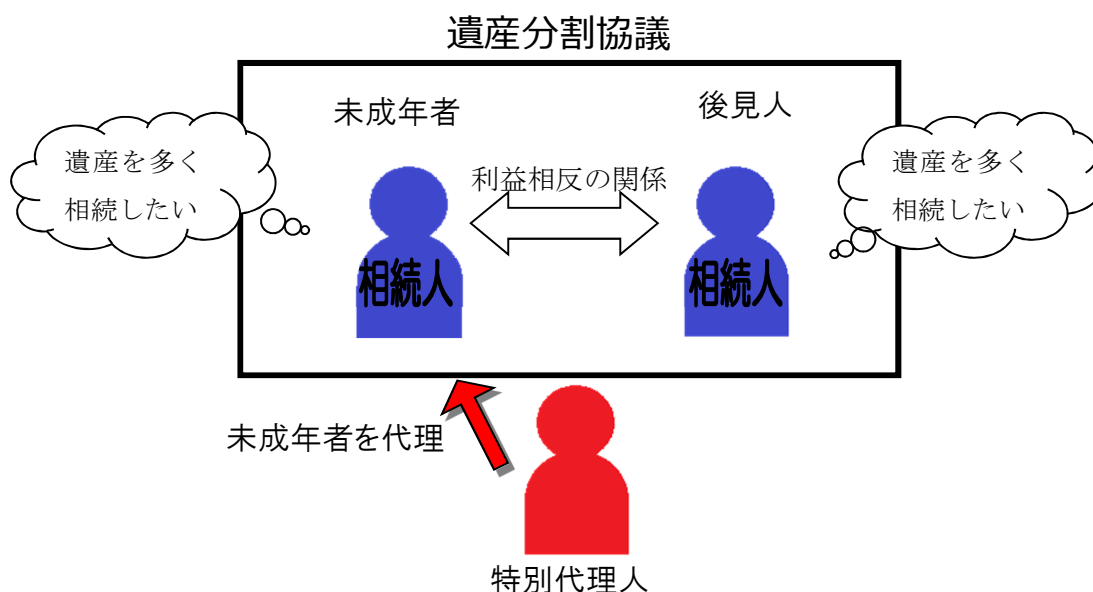
【申立てが必要な手続】

Q 9 遺産分割協議をするにあたり、利益相反になるので裁判所で手続が必要と言われました。どういうことですか。

1 りえきそうはん 利益相反とは

利益相反とは、二者関係において一方が得をすれば他方が損をするような関係进行います。例えば、後見人と未成年者が共に相続人である場合、遺産分割協議において、後見人は、自分の立場と未成年者の代理人という立場の2つの立場に同時に立つことになり、悪意のある後見人ならば、未成年者の相続分をゼロにして自分が二人分もらうことができてしまいます。

これでは未成年者の権利が守られないことから、遺産分割協議の時だけ、後見人でない人が未成年者に代わって手続をします。この人を特別代理人といます。



2 特別代理人

未成年者と後見人との間で利益が相反する場合は、特別代理人選任の申立てが必要になります。特別代理人の候補者は、目的となっている行為について利害関係がない方に限られます。また、場合によっては後見人の近親者は認められないことがあります。

特別代理人選任を申し立てる場合は、候補者に対し、利益相反の内容について事前に説明し、特別代理人に選任されることについて了解を得ておいてください。もし、適当な候補者が見当たらない場合は、裁判所において弁護士、司法書士等の専門職を選任します。この場合、未成年者の財産から専門職に対する報酬をお支払いいただく必要があります。

特別代理人選任の申立てがあると、裁判所は、審理において具体的な行為の内容を確認します。その結果、例えば、遺産分割協議において未成年者の法定相続分が確保されていないなど、未成年者にとって不利益となる場合は、特別代理人の選任は認められません。

【特別代理人選任申立ての必要書類】

事情によっては、これ以外の資料の提出が必要になる場合もあります。

- (1) 特別代理人選任申立書（５０頁、書式４）記載例５２頁
- (2) 収入印紙８００円分
- (3) 郵便切手１１００円分（内訳１１０円１０枚）
- (4) 利益相反の内容がわかる資料
遺産分割協議書案、各種契約書案、不動産登記事項証明書など
- (5) 特別代理人の候補者の住民票

特別代理人選任の例外

未成年者と後見人が利益相反になる場合でも、後見監督人が選任されている場合は、利益相反になる行為について後見監督人が未成年者の代理人になるので、特別代理人選任の申立ては必要ありません。